

岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例による新旧対照表

新					旧				
(第1条による岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)									
別表第1 (第12条関係)					別表第1 (第12条関係)				
時間	午前	午後	夜間	全日	時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		午前9時～午後0時30分	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
区分					区分				
会議室1	円 660	円 770	円 770	円 2,200	会議室1	600円	700円	700円	2,000円
会議室2	660	770	770	2,200	会議室2	600円	700円	700円	2,000円
多目的ホール	3,410	3,850	3,850	11,110	多目的ホール	3,100円	3,500円	3,500円	10,100円
備考 略					備考 略				
別表第2 (第12条関係)					別表第2 (第12条関係)				
機器	区分	単位	使用料		機器	区分	単位	使用料	
印刷機	製版	1 製版	円 40		印刷機	製版	1 製版	40円	
	単色印刷	50枚	10			単色印刷	50枚	10円	
	2色印刷	25枚	10			2色印刷	25枚	10円	
コピー機		1 面	10		コピー機		1 面	10円	
大判カラープリンター		1 メートル	200		大判カラープリンター		1 メートル	200円	
備考 略					備考 略				
別表第3 (第12条関係)					別表第3 (第12条関係)				
附属設備		単位	使用料 (1回当たり)		附属設備		単位	使用料 (1回当たり)	
ピアノ		1 台	円 1,100		ピアノ		1 台	1,000円	
ピンスポットライト		1 式	220		ピンスポットライト		1 式	200円	
ボーダーライト		1 式	330		ボーダーライト		1 式	300円	
シーリングライト		1 式	330		シーリングライト		1 式	300円	
アッパーホリゾントライト		1 式	220		アッパーホリゾントライト		1 式	200円	
ローアホリゾントライト		1 式	220		ローアホリゾントライト		1 式	200円	
備考 略					備考 略				
(第2条による岩倉市行政財産使用料条例の一部改正)									
(使用料の減免)					(使用料の減免)				

第4条 市長(教育委員会が管理する行政財産に係るものについては、教育委員会。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1)～(3) 略
 (4) 前3号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

- (1)・(2) 略
 (3) 前2号のほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

別表(第3条関係)

種類	区分	単位	使用料
略	略	略	略
建物	事務所、食堂、売店等の用に供するため継続的に使用する場合	1平方メートル 1月につき	<u>520円</u> 以内で市長が定める額
	広告を掲出するため建物内部の柱類、壁面等を使用する場合	1平方メートル 1月につき	<u>15,710円</u> 以内で市長が定める額
	略	略	略

備考 略

(第3条による岩倉市立学校照明設備使用料条例の一部改正)

別表(第2条関係)

施設名	使用料
岩倉北小学校運動場照明施設	30分につき <u>770円</u>
南部中学校運動場照明施設	軟式野球30分につき <u>1,320円</u> その他30分につき <u>1,100円</u>

(第4条による岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

別表第1(第8条関係)

利用時間	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
利用区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
会議室(1)	円	円	円	円

第4条 市長(教育委員会が管理する行政財産に係るものについては、教育委員会。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1)～(3) 略
 (4) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

- (1)・(2) 略
 (3) 前各号のほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

別表(第3条関係)

種類	区分	単位	使用料
略	略	略	略
建物	事務所、食堂、売店等の用に供するため継続的に使用する場合	1平方メートル 1月につき	<u>500円</u> 以内で市長が定める額
	広告を掲出するため建物内部の柱類、壁面等を使用する場合	1平方メートル 1月につき	<u>15,000円</u> 以内で市長が定める額
	略	略	略

備考 略

別表(第2条関係)

施設名	使用料
岩倉北小学校運動場照明施設	30分につき <u>700円</u>
南部中学校運動場照明施設	軟式野球30分につき <u>1,200円</u> その他30分につき <u>1,000円</u>

別表第1(第8条関係)

利用時間	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
利用区分	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
会議室(1)	円	円	円	円

	<u>730</u>	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>2,390</u>
会議室(2)	<u>730</u>	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>2,390</u>
会議室(3)	<u>520</u>	<u>620</u>	<u>620</u>	<u>1,760</u>
会議室(4)	<u>620</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	<u>2,080</u>
研修室(1)	<u>1,780</u>	<u>1,990</u>	<u>1,990</u>	<u>5,760</u>
研修室(2)	<u>1,360</u>	<u>1,570</u>	<u>1,570</u>	<u>4,500</u>
料理室	<u>1,360</u>	<u>1,460</u>	<u>1,460</u>	<u>4,280</u>
工芸室	<u>1,360</u>	<u>1,460</u>	<u>1,460</u>	<u>4,280</u>
和室	<u>620</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	<u>2,080</u>
スタジオ(1)	<u>2,400</u>	<u>2,720</u>	<u>2,720</u>	<u>7,840</u>
スタジオ(2)	<u>940</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>3,020</u>
スタジオ(3)	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,230</u>

備考 略

別表第2 (第8条関係)

附属設備	単位	使用料 (1回当たり)
グランドピアノ	1台	円 <u>1,040</u>
電子ピアノ又はアップライトピアノ	1台	<u>520</u>
略	略	略
ドラムセット	1組	<u>520</u>
略	略	略
プロジェクター	1台	<u>310</u>
反響板	1式	<u>520</u>
簡易ステージ	1式	<u>520</u>
保管庫	1箇所	<u>1,040</u> ※
略	略	略

※ 略

(第5条による岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

(利用の不許可)

第6条 市長は、研修施設を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

別表第2 (第10条関係)

宿泊	和室A (調理室の利用を含む)	午後1時から翌日午前9時まで	高校生以下 1人につき	円 <u>220</u>
----	-----------------	----------------	-------------	-----------------

	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,300</u>
会議室(2)	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,300</u>
会議室(3)	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,700</u>
会議室(4)	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>2,000</u>
研修室(1)	<u>1,700</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	<u>5,500</u>
研修室(2)	<u>1,300</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>4,300</u>
料理室	<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>4,100</u>
工芸室	<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>4,100</u>
和室	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>2,000</u>
スタジオ(1)	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	<u>2,600</u>	<u>7,500</u>
スタジオ(2)	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,900</u>
スタジオ(3)	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,200</u>

備考 略

別表第2 (第8条関係)

附属設備	単位	使用料 (1回当たり)
グランドピアノ	1台	円 <u>1,000</u>
電子ピアノ又はアップライトピアノ	1台	<u>500</u>
略	略	略
ドラムセット	1組	<u>500</u>
略	略	略
プロジェクター	1台	<u>300</u>
反響板	1式	<u>500</u>
簡易ステージ	1式	<u>500</u>
保管庫	1箇所	<u>1,000</u> ※
略	略	略

※ 略

(利用の不許可)

第6条 市長は、研修施設を利用しようとする者が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

別表第2 (第10条関係)

宿泊	和室A (調理室の利用を含む)	午後1時から翌日午前9時まで	高校生以下 1人につき	円 <u>200</u>
----	-----------------	----------------	-------------	-----------------

のため 利用 する 場合			一般 1人につき	440
	和室B（調理室 の利用を含む）	午後1時から翌日午 前9時まで	高校生以下 1人につ き	220
			一般 1人につき	440
研修 等 の た め 利 用 す る 場 合	時間（単位） 区分	午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
	研修室1	円 1,100	円 1,540	円 1,760
	研修室2	1,980	2,420	2,640
	調理室	1,760	1,980	2,200
	和室A	880	1,100	1,320
	和室B	880	1,100	1,320
	広場	キャンプをするため利用する場合は、テント1張1泊につき220 円		

備考 略

（第6条による岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正）

（使用の許可）

第3条 テニスコートを使用しようとする者は、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」とい
う。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、テニスコートの管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付すること
ができる。

（使用の不許可）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの使用を許可し
ない。

(1)～(3) 略

(4) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

（特別の設備等）

第8条 使用者は、テニスコートに特別の設備等をしてはならない。ただし、教育委員会の許
可を受けたときは、この限りでない。

のため 利用 する 場合			一般 1人につき	400
	和室B（調理室 の利用を含む）	午後1時から翌日午 前9時まで	高校生以下 1人につ き	200
			一般 1人につき	400
研修 等 の た め 利 用 す る 場 合	時間（単位） 区分	午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
	研修室1	円 1,000	円 1,400	円 1,600
	研修室2	1,800	2,200	2,400
	調理室	1,600	1,800	2,000
	和室A	800	1,000	1,200
	和室B	800	1,000	1,200
	広場	キャンプをするため利用する場合は、テント1張1泊につき200 円		

備考 略

（使用の許可）

第3条 テニスコートを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、テニスコートの管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができ
る。

（使用の不許可）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの使用を許可しない。

(1)～(3) 略

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（特別の設備等）

第8条 使用者は、テニスコートに特別の設備等をしてはならない。ただし、市長の許可を受
けたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、テニスコートの使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第3条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第10条 教育委員会は、使用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。

別表第2 (第5条関係)

区分	単位	使用料
テニスコート1面	2時間	円 440
照明設備1面	30分	円 110
管理棟内シャワー	1回	円 50

(第7条による岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

別表第2 (第10条関係)

利用時間		昼間				夜間		全日	
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
総合体育館	専用利用	アリーナ	円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 3,360	円 3,360	円 16,960
		柔道場	円 640	円 640	円 640	円 640	円 740	円 740	円 4,040
		剣道場	円 640	円 640	円 640	円 640	円 740	円 740	円 4,040
		卓球室	円 960	円 960	円 960	円 960	円 1,120	円 1,120	円 6,080
		親子リズム室	円 640	円 640	円 640	円 640	円 740	円 740	円 4,040
	アリーナ面貸	全面	円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 3,360	円 3,360	円 16,960
		1/2面	円 1,280	円 1,280	円 1,280	円 1,280	円 1,680	円 1,680	円 8,480

(使用者の義務)

第9条 使用者は、テニスコートの使用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第3条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第10条 市長は、使用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対して使用の中止を命ずることができる。

別表第2 (第5条関係)

区分	単位	使用料
テニスコート1面	2時間	円 400
照明設備1面	30分	円 100
管理棟内シャワー	1回	円 50

別表第2 (第10条関係)

利用時間		昼間				夜間		全日	
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
総合体育館	専用利用	アリーナ	円 2,400	円 2,400	円 2,400	円 2,400	円 3,200	円 3,200	円 16,000
		柔道場	円 600	円 600	円 600	円 600	円 700	円 700	円 3,800
		剣道場	円 600	円 600	円 600	円 600	円 700	円 700	円 3,800
		卓球室	円 900	円 900	円 900	円 900	円 1,050	円 1,050	円 5,700
		親子リズム室	円 600	円 600	円 600	円 600	円 700	円 700	円 3,800
	アリーナ面貸	全面	円 2,400	円 2,400	円 2,400	円 2,400	円 3,200	円 3,200	円 16,000
		1/2面	円 1,200	円 1,200	円 1,200	円 1,200	円 1,600	円 1,600	円 8,000

し 利用	1 / 4面	640	640	640	640	840	840	4,240	
	1 / 8面	320	320	320	320	420	420	2,120	
個人 利用	略	略	略	略	略	略	略		
	ト レー ニ ング 室（高 校 生以上）	1人1回							210
	回数券 1冊 （11枚綴り）							2,100	
略								略	
多 目 的 ホ ール	一般利用	2,340	2,340	2,340	2,340	2,990	2,990	15,340	
ふ れ あ い 会 館	会議室	320	320	320	320	320	320	1,920	
	研修室	320	320	320	320	320	320	1,920	
	ふれあいホール（専用利用に限る。）	640	640	640	640	640	640	3,840	

備考

1～3 略

4 多目的ホールで冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める使用料に1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、3,200円を加算する。

別表第3（第10条関係）

区分	附属設備	単位	使用料（1回当たり）
ア リ ー ナ	舞台（演台等含む）	1基	円 <u>530</u>
	放送設備	1式	<u>530</u>
多 目 的 ホ ール	放送設備A（マイクロホン5本以内）	1式	<u>530</u>
	放送設備B（マイクロホン6本以上）	1式	<u>1,060</u>
	音響反射板	1式	<u>3,200</u>
	16mm映写機	1台	<u>2,130</u>
	スライド映写機	1台	<u>530</u>
	ピアノ	1台	<u>2,130</u>

し 利用	1 / 4面	600	600	600	600	800	800	4,000
	1 / 8面	300	300	300	300	400	400	2,000
個人 利用	略	略	略	略	略	略	略	
	ト レー ニ ング 室（高 校 生以上）	1人1回	200	200	200	200	200	200
	回数券 1冊 （11枚綴り）							2,000
略								略
多 目 的 ホ ール	一般利用	2,200	2,200	2,200	2,200	2,800	2,800	14,400
ふ れ あ い 会 館	会議室	300	300	300	300	300	300	1,800
	研修室	300	300	300	300	300	300	1,800
	ふれあいホール（専用利用に限る。）	600	600	600	600	600	600	3,600

備考

1～3 略

4 多目的ホールで冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める使用料に1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、3,000円を加算する。

別表第3（第10条関係）

区分	附属設備の名称	単位	使用料（1回）
ア リ ー ナ	舞台（演台等含む）	1基	円 <u>500</u>
	放送設備	1式	<u>500</u>
多 目 的 ホ ール	放送設備A（マイクロホン5本以内）	1式	<u>500</u>
	放送設備B（マイクロホン6本以上）	1式	<u>1,000</u>
	音響反射板	1式	<u>3,000</u>
	16mm映写機	1台	<u>2,000</u>
	スライド映写機	1台	<u>500</u>
	ピアノ	1台	<u>2,000</u>

電子ピアノ	1台	1,060
エレクトーン	1台	1,060
演台（花台、司会者台含む。）	1式	530
金屏風	1双	530
銀屏風	1双	530
照明設備A	1式	2,130
照明設備B	1式	4,270

備考

- 1 附属設備の使用料は、別表第2に掲げる利用時間ごとに徴収する。全日の場合は、6回とする。
- 2・3 略

（第8条による岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

別表（第10条関係）

利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
利用区分				
研修・会議室	円 320	円 420	円 420	円 1,160
多目的ホール	740	960	960	2,660
視聴覚室	A 530	740	740	2,010
兼研修室	B 420	640	640	1,700

（第9条による岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

別表第2（第10条関係）

利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
利用区分				
みどりの家	ふれあい交流ホール 円 2,130	円 2,880	円 2,880	円 7,890
	320	420	420	1,160
	530	640	640	1,810
	420	530	530	1,480
	640	850	850	2,340
	420	530	530	1,480

電子ピアノ	1台	1,000
エレクトーン	1台	1,000
演台（花台、司会者台含む。）	1式	500
金屏風	1双	500
銀屏風	1双	500
照明設備A	1式	2,000
照明設備B	1式	4,000

備考

- 1 付属設備の使用料は、別表第2に掲げる利用時間ごとに徴収する。全日の場合は、6回とする。
- 2・3 略

別表（第10条関係）

利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
利用区分				
研修・会議室	円 300	円 400	円 400	円 1,100
多目的ホール	700	900	900	2,500
視聴覚室	A 500	700	700	1,900
兼研修室	B 400	600	600	1,600

別表第2（第10条関係）

利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
利用区分				
みどりの家	ふれあい交流ホール 円 2,000	円 2,700	円 2,700	円 7,400
	300	400	400	1,100
	500	600	600	1,700
	400	500	500	1,400
	600	800	800	2,200
	400	500	500	1,400

くすのきの家	ふれあい交流ホール	1,250	1,780	1,780	4,810
	会議室	410	520	520	1,450
	集いの間	520	730	730	1,980
	工芸体験室	410	520	520	1,450
	図書室・物語部屋	520	620	620	1,760
	調理室	310	520	520	1,350
ポップラの家	ふれあい交流ホール	1,280	1,700	1,700	4,680
	集いの間	420	530	530	1,480
	図書室・物語部屋	530	640	640	1,810
	調理室	530	740	740	2,010

(第10条による岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

別表(第5条関係)

時間 区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後7時まで
1室	440円	440円	550円

(第11条による岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

(目的及び設置)

第2条 略

2 前項の児童館の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、徴収しない。ただし、児童館の目的外の使用については、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第2(第8条関係)

時間 区分	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
1室	440円	440円	440円

(第12条による岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

くすのきの家	ふれあい交流ホール	1,200	1,700	1,700	4,600
	会議室	400	500	500	1,400
	集いの間	500	700	700	1,900
	工芸体験室	400	500	500	1,400
	図書室・物語部屋	500	600	600	1,700
	調理室	300	500	500	1,300
ポップラの家	ふれあい交流ホール	1,200	1,600	1,600	4,400
	集いの間	400	500	500	1,400
	図書室・物語部屋	500	600	600	1,700
	調理室	500	700	700	1,900

別表(第5条関係)

時間 区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後7時まで
1室	400円	400円	500円

(目的及び設置)

第2条 略

2 前項の児童館の名称及び所在地は別表第1のとおりとする。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は徴収しない。ただし、児童館の目的外の使用については、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第2(第8条関係)

時間 区分	午前	午後	夜間
	9時～12時	1時～5時	6時～9時
1室	400円	400円	400円

別表（第 1 1 条関係）

利用区分	時間区分	
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで
	円	円
すこやかホール(1)	<u>410</u>	<u>410</u>
すこやかホール(2)	<u>410</u>	<u>410</u>
大会議室	<u>730</u>	<u>730</u>
会議室	<u>410</u>	<u>410</u>
研修室	<u>310</u>	<u>310</u>
略	略	略

（第 1 3 条による岩倉市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

（診療科目）

第 5 条 診療科目は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

（診療料等の納付）

第 6 条 診療所において、診療を受けようとするものは、診療料及び必要により文書料を納付しなければならない。

2 前項の診療料は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。ただし、法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第 1 項の診療料の納付について、次に掲げる社会保険各法（以下「法」という。）の規定により他の機関が納付すべきものについては、その定めるところによる。

(1)～(6) 略

4 前項各号によらないで診療を受けた者は、第 2 項の規定により算定した額に 1. 5 を乗じて得た額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の診療料を納付しなければならない。

別表（第 1 1 条関係）

利用区分	時間区分	
	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで
	円	円
すこやかホール(1)	<u>400</u>	<u>400</u>
すこやかホール(2)	<u>400</u>	<u>400</u>
大会議室	<u>700</u>	<u>700</u>
会議室	<u>400</u>	<u>400</u>
研修室	<u>300</u>	<u>300</u>
略	略	略

（診療科目）

第 5 条 診療科目は次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

（診療料等の納付）

第 6 条 診療所において、診療を受けようとするものは、診療料及び必要により文書料（以下「診療料等」という。）を納付しなければならない。

2 前項の診療料等は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。ただし、法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第 1 項の診療料等の納付について、次の各号に掲げる社会保険各法（以下「法」という。）の規定により他の機関が納付すべきものについては、その定めるところによる。

(1)～(6) 略

4 前項各号によらないで診療を受けた者は、次に掲げる診療料等を、納付しなければならない。

(1) 健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額に 1. 5 を乗じて得た額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とし、1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 文書料の額は、次のとおりとする。

普通診断書	1 通	1, 620 円
-------	-----	----------

5 第1項の文書料の額は、次のとおりとする。

普通診断書	1通	1,650円
死亡診断書	1通	5,500円
証明書	1通	1,650円

6 診療料は診療を受けた際、文書料は文書を請求しようとする際納付しなければならない。

(第14条による岩倉市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

(使用料)

第9条 使用料は、徴収しない。ただし、第2条に該当しない場合で、センターの全部又は一部を専用して利用しようとするときは、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第9条関係)

利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
利用区分				
防災研修室1	円 410	円 520	円 520	円 1,450
防災研修室2	200	310	310	820
防災研修室3	310	410	410	1,130
避難室	1,250	1,780	1,780	4,810

死亡診断書	1通	5,400円
証明書	1通	1,620円

5 診療料及び文書料は、診療を受けた際納付しなければならない。

(使用料)

第9条 使用料は徴収しない。ただし、第2条に該当しない場合で、センターの全部又は一部を専用して利用しようとするときは、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第9条関係)

利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
利用区分				
防災研修室1	円 400	円 500	円 500	円 1,400
防災研修室2	200	300	300	800
防災研修室3	300	400	400	1,100
避難室	1,200	1,700	1,700	4,600